

平成31年1月定例農業委員会議事録

1. 日 時	平成31年1月28日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
㊟ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	㊟ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 萩原 健詞
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 村田 勝美
○ 松尾 和広	○ 紙本 政信	
○ 北川 廣海		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 査 横山 雄治	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
3 番 柿 山 享	5 番 武 部 文 男	

皆様、こんにちは。

ただ今から1月の定例会を開会いたします。今年初めての会でございます。今年もよろしくお願いいたします。

さて、農業委員会の第一の目標であります農地の集積の中の農地中間管理事業の5年後見直し等についての取りまとめが昨年11月に出されており、先日開催されました会長事務局長会議で提示されました。総括としては、「農地バンク（中間管理機構）が、農地の集積・集約化に向けてその本来の機能を発揮するため、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と中間管理機構が一体となって推進する体制を構築する。」となっております。本年度、志佐川土地改良区及び竜尾川土地改良区の換地工区での中間管理事業の推進では、土地改良区の理事の方々と農業委員、農地利用最適化推進委員が協力して中間管理事業を推進していただきましたが、このような連携が今後事業を実施するための基本的なスタンスになってきます。

また、地域における農業者等による協議の場の実質化として、「人・農地プラン」の考え方が変わってきます。全国で人農地プランが作られておりますが、実質的には補助金を受けるために設定したという色が強く、本来の「人・農地プラン」に求められている、「地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を行う組織」になっていないということが指摘されたことから、より具体的な取り組みが求められることとなります。本市の場合、原則町単位で「人・農地プラン」が作成されておりますが、地域のリーダーがいて具体的な農地の集積について話し合う形にはなっておりません。一部、その町ごとの「人・農地プラン」にぶら下がる形で「子プラン」が作成されており、そのプランは地域の話合いがもたれるようなプランとなっております。今後、地域の中で中間管理事業を進めるに当たっては、この「子プラン」の作成が必須になってきます。先ほど、本年度に実施していただきました、土地改良区の換地工区ごと農地中間管理事業の推進につきましても、「人・農地プラン」の「子プラン」が、地域のリーダーを中心として話し合いがもたれる組織として作られており、今後も農地中間管理事業の推進に当たっては同じような取り組みが必要になってくることとなります。また、作成された「子プラン」の中身は、地域の担い手がこの話し合いのコーディネーターの積極的な参加が促されるとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員については、その旨が法令で明確化されることとなります。

それと、農地バンク（農地中間管理事業）の仕組みの改善と農地の集積・集約化を支援する体制の一元化が図られます。1つ目が農地中間管理事業での借り入れから貸付に係る事務期間の短縮で、配分計画の縦覧期間の廃止などにより期間が短くなり効率的に手続きが進むようになります。

また、農地パトロールによる一筆ごとの農地確認と重複することから、利用状況報告が廃止されます。

機構集積協力金については、中山間地域における交付基準の緩和や耕作条件改善事業等国の補助もきめ細かな対応が可能となるよう改善が進められるとのことです。

それから先般、農業委員会会長・事務局長会議が開催されたところでございます。会長からお話があると思いますので、詳細は割愛させていただきますが、農業委員会の取り組みの中で重点4項目というのがございます。農地集積、遊休農地、耕作放棄地の解消、農業者年金の加入、農業新聞の購読の4つの内、遊休農地の非農地化のみ実績が達成できておりませんが、そのほかの項目につきましては、全て計画を達成している状況です。

また、今年度実施予定のアンケート調査につきましては、農地台帳の調整に時間がかかっておりますので、もう少し時間がかかりそうです。年度内の配布までは行いたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、山川会長のご挨拶を受けまして、1月の総会に入りたいと思います。

会 長

皆様、こんにちは。年の初めでございますので一言ご挨拶申し上げたいと思います。皆様におかれましては、ご家族揃って新年を迎えられたこと心よりお喜び申し上げます。本年もよろしくお願いいたします。

私の方からは2点だけお伝えさせていただきたいと思います。4月からは最適化推進委員を含めまして、農地の最適化の取り組みが課題になっております。その中で、活動記録簿の記帳の徹底というのが重点項目として上がっておりまして、皆様方には記録簿の提出を総会ごとをお願いしているわけですが、中には出されていない方もおられるようでございますので、毎日記帳するのが本来でございます、農業委員会の折には、ぜひ提出をお願いします。活動記録簿の記帳の徹底というのが、農業委員会の活動の中にも記載されておりますので、提出の励行につきましては特にお願いしたいと思います。

皆様方に、農業委員会の重点活動の取り組みということで、農地集積、あるいは遊休農地の解消、適正な非農地処理、農業者年金の加入、全国農業新聞の購読、この5つの大きな項目を挙げて取り組んできているわけでございます。中間報告としてお伝えしておきたいと思いますが、農地集積は、74haで上げておりましたけれども、現在のところ108haということでございますので、目標に達しております。遊休農地の解消につきましても、1haとしておりましたところ2.2haでございますので、こちらも達成でございます。非農地処理の数値は18パーセントでございますけれども、事務局に聞いてみますと、3月末までには事務処理ができるということでございますので、こちらも達成でございます。それから、農業者年金でございますが、県の目標で2件となっております。毎年1件しか加入がありませんが、今年は2件の加入がありまして、報告済みでございます。特に、推進に当たっていただいた委員さんにつきましては、厚くお礼を申し上げます。全国農業新聞につきましては目標112に対しまして122ということで達成しております。農業委員、推進委員の購読につきましても100パーセントの達成でございます。松浦市は5事業の全てで達成の見込みでございます。今まで、全て達成というのは私の知っている限りでは無かったと

思います。皆様方に積極的に活動していただいたことに対しましてお礼を申し上げたいと思います。農業新聞も現在の所達成はしておりますけれども、非常に変動がひどうございます。新規加入者がいらっしゃっても解約される方もいらっしゃいます。前回も前々回もお願いしておりますが、できればひとり1部の新規購読者獲得としておりましたが、現在は、1人しか来ていないということでございます。実は、私も回ってはいますが、なかなか実績を上げることができません。できれば今年度中にひとり1部ということでお願いいたします。

それでは、議案の審議に入っていきます。本日欠席届が出されている委員は、4番の大久保委員、6番の大川内委員の2名でございます。

次に、本日の議事録署名人を3番の柿山委員、5番の武部委員にお願いいたします。

それでは、各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。

1件目は、平成30年11月2日にあっせんの申出があっていた分ですが、先月の総会で、大久保耕次委員から、現在、交渉中の方が購入を検討されている旨の報告があり、申出人に伝えたところ平成31年1月11日に取り下げられました。

2件目は、平成30年12月13日にあっせんの申出があっていた分ですが、隣接する畑を一緒にお願ひしたいということで、平成31年1月23日に一旦取り下げられ、同日付けで2筆でのあっせんの申し出がありましたので、来月改めて報告いたします。

以上でございます。

議 長

あっせん状況につきまして、あっせん委員さんの方から報告をお願いいたします。先ず、1件目からお願いいたします。

推進委員

推進委員の大久保です。先月のお話の内容をお話しましたところ、取下げということになりました。

議 長

ありがとうございました。次の件につきましては、松瀬委員の方からお願いいたします。

推進委員

推進委員の松瀬です。今事務局の方からの説明のとおり、もう1筆隣接する畑がありますので、2筆一緒にお願ひしたいということで、いったん取り下げ、来月の総会でご報告したいと思います。

議 長

はい、ありがとうございました。

事務局

農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について、ご説明いたします。

貸人、借人は記載のとおりで、農地の所在が御厨町上登木免、田 4 筆、畑 3 筆の合計面積 9,861 m²で、通知年月日が平成 31 年 1 月 9 日、同日受付です。平成 21 年 2 月 26 日から平成 31 年 2 月 25 日までの 10 年の親子間の貸借となっておりましたが、農地法 3 条(生前贈与)による解約になります。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

< 申請事件の処理状況 >

農地法関係

条項	申請人	転用目的	申請面積	処理状況
4	申請人氏名	資材置き場及び駐車場	267 m ²	保留

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人氏名	譲受人氏名	資材置き場及び駐車場	264 m ²	保留
	譲渡人氏名	譲受人氏名	作業所及び倉庫	482 m ²	H31.1.16 許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	宅地分譲地	697 m ²	H31.1.16 許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	一般個人住宅	440 m ²	H31.1.16 許可

< 提案事件の集計表 >

農地法関係

申請事由		件数	面積		
			田	畑	積計
第3条	経営規模拡大	1		1,095 m ²	1,095 m ²
	親子間による生前贈与	1	3,645 m ²	6,216 m ²	9,861 m ²
計		2	3,645 m ²	7,311 m ²	10,956 m ²

申請事由		件数	面積		
			田	畑	積計
第5条	農家住宅	1	496 m ²		496 m ²
	一般個人住宅(作業スペース含む)	1	973 m ²		973 m ²
	太陽光発電施設	3		6,002 m ²	6,002 m ²
計		5	1,469 m ²	6,002 m ²	7,471 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	8	3,060 m ²	6,611 m ²	9,671 m ²
賃借権	1	3,060 m ²		3,060 m ²
使用貸借	7		6,611 m ²	6,611 m ²
計	8	3,060 m ²	6,611 m ²	9,671 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面 積		
		田	畑	計
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について	2	1,788 m ²	1,054 m ²	2,842 m ²

議長 各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございませんか。

(質疑・意見等なし)

よろしいですね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。申請事由は、親子間の生前贈与を行うものであります。贈与する農地は、御厨町上登木免の田4筆3,645 m²、畑6,216 m²の計7筆であります。譲受人世帯の経営状況は耕作面積が15,688 m²、農従者は2名、譲受人の農業従事日数は年間150日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続きまして、事件番号2の申請事由についてご説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人においては、遠隔地在住のため耕作できず、経営規模縮小、譲受人においては、経営規模を拡大したいとの理由による、双方合意による所有権移転の申請です。申請地は、鷹島町原免字長畑469番4、地目：畑、1,095 m²です。譲受人世帯の経営状況は、経営面積が59,409 m²、肉用牛140頭、農従者4名、譲受人の農業従事日数は、

年間 320 日となっております。以上の状況により、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

ご審議、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員さんの意見をお伺いしたいと思います。まず、事件番号 1 について、松田委員にお願いします。

推進委員 推進委員の松田です。親子間の生前贈与でございます。勤めながら農作業もされておりますので、何ら問題はないと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。事件番号 2 についても 3 条の許可が適当かどうか地元委員さんのご意見をお聞きしたいと思います。北川委員お願いします。

推進委員 推進委員の北川です。事務局から詳しく説明がありましたけれども、譲渡人、譲受人の祖母が姉妹ということでございます。譲渡人につきまして、現在福岡在住で、この農地については、譲受人が耕作されております。この件につきましては問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。地元委員にお聞きしましたところ、所有権移転については問題ないというご意見でございます。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見等はございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようでございますので、議案第 1 号は、許可することに異議はございませんか。

委 員 はい。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は申請どおり許可することといたします。

次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。事件番号 1 については、当初、祖父から孫への使用貸借で申請がございましたが、祖父から孫への贈与ということで変更がありましたので、権利の種類のところを使用貸借を消していただき贈与に修正方お願ひ致します。現地の位置図を議案の 17 ページ及び 18 ページに、字図は 19 ページに、配置図、平面図は議案の 20、21

ページに立面図は 22 ページに添付しております。農業振興地域整備計画の農用地から平成 31 年 1 月 8 日付けで除外になったところであり、申請地は、志佐町池成免、地目：田、496 m²です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、現在、借家住まいであり、今回、祖父から土地を譲受けて取得し住まわれ、また、譲渡人が住んでおられる既存住宅も老朽化や白アリ被害もあり一緒に住まわれる計画であり農家住宅として建築するものであります。排水計画は市道側溝へ接続までの間は、暗渠整備されたところに排水される計画であります。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付されており、確認しています。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

事件番号 2 番について申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。現地の位置図を議案の 23 ページに、字図を 24 ページに添付しております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請地は、鷹島町里免、地目：田、973 m²です。農地の区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから、第 2 種農地地区となります。転用の目的は、譲渡人から土地を購入し、譲受人が住宅建築用地に転用するものであります。土地利用配置図は議案の 25 ページ、平面図は 26 ページ、立面図は 27 ページに添付しております。造成計画ですが、盛土、切土を行い、宅地や駐車場、生業である漁業のための網干場を造成後、住宅を建築します。排水計画は、雨水は市道側溝放流、汚水及び生活雑排水は、漁業集落排水施設で処理します。資金計画は全額借入金で賄う予定で、父親名義で融資を受け、転用者も連帯債務者となっています。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号 3 番について、ご説明いたします。現地の位置図を議案の 17 ページ及び 28 ページに、字図は 29 ページに、配置図は 30 ページ、断面図は議案の 31 ページに添付しております。農業振興地域整備計画の農用地から平成 30 年 7 月 26 日付けで除外になったところであり、星鹿町岳崎免、地目：畑、1328 です。借人、貸人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、太陽光発電施設であり、低圧電力です。0.3 k w の 360 枚で出力合計 108.0 k w を設置することになっております。排水計画は自然流下です。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号 4 番、5 番はまとめてご説明致します。現地の位置図を議案の 17 ページ及び 32 ページに、字図は、33 ページに配置図は 34 ページ、断面図は 35 ページに添付しております。また、本日追加資料として排水計画に係る資料を 2 枚配布しております。御厨町前田免の畑の計 2 筆で 3,115 m²です。借人、貸人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、太陽光発

電施設であり、低圧電力です。64.8kwが2基で太陽光パネル数は480枚を設置することになっております。排水計画は本日配布しております排水計画図をご覧ください。雨水は自然流下ですが、里道沿いの側溝へ排水されるまでの間に溜桝を設ける計画であります。建設課には法定外公共物の手続きもされております。事件番号5番の排水計画と同様になります。里道沿いの側溝へ排水される計画であり、建設課に法定外公共物手続きもされております。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請5件は以上のとおりの内容であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりましたので、まず、地元委員さんのご意見をお聞きしたいと思っております。事件番号1番を吉原委員にお願いします。

10番 10番 吉原です。22日現地確認の日に用事があったので、21日に事務局に行き詳細をお聞きした後、現地に行ってきました。事務局から説明がありましたが、最初は、祖父から孫に使用貸借で転用して、農家住宅を建てるという計画であったそうですが、祖父から、生前贈与という形でこの土地を贈与されて、そしてそれを転用し住宅を建てるということです。周りの土地の状況については、建てられるところと、その隣地に畑があるわけです。その畑につきまして、持ち主と転用者とは本家、新宅との間柄です。持ち主にお聞きしたところ、「いいことですから、どうぞ建ててください。依存はありません」ということのでございました。一番、私の頭の中にあっただのは、生活排水の問題でありました。下には出水もありますし、どういうふうになるのか図面を見ましたら、道路が計画地より高い位置にありまして、排水がどうかと思っていたら、その横にあります、現在計画をされています北西に隣接している祖父の水田がありまして、その水田に配管を入れまして、排水勾配を取れるところまで引っ張っていくということで、安心したところでした。それで、この計画は問題ないと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事件番号2についても地元委員さんからご意見をお聞きしたいと思っております。川下委員、お願いいたします。

推進委員 推進委員の川下です。こちらは、親子で漁師をしておられます。今、家族でおられるわけですがけれども、とにかく便利が悪くてすぐに家が建てられないということで、ここで5条でお願いをしたわけでございます。漁業用作業場となっているところは露天で、コンクリートをするものです。車が行かないところですので、網をどうやって持ってくるのかと尋ねたところ、軽トラックで運ばないといけないような重いものではないそうです。網は、ものすごく軽いということです。そうであれば、作業場として活用できると思っておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事件番号3番について、地元委員の松瀬委員
お願いします。

推進委員 推進委員の松瀬です。29ページの字図をご覧ください。事務局が説明し
たとおりでございます。北側には畑がありますが、雑木が大きくなってい
ます。その南側にはソーラーパネルが設置してあります。西の方は原野化
しておりまして、耕作されておりませんので、太陽光パネルを設置しても
周りに影響はありませんので、問題ないと思います。よろしく願いいた
します。

議長 ありがとうございます。事件番号4について、梶山委員にお願いいた
します。

12番 12番 農業委員の梶山です。事件番号4番5番を一緒にお話したいと思
います。譲受人と譲渡し人は親戚です。最初は排水関係が問題になるの
ではないかと思いましたが、事務局から指導されたとおりにされるというこ
とで解決したようです。下の方は基盤整備されているので、なんら問題は
ないと思います。この畑も耕作放棄地に近かったもので、何年も前から出
ていた話でした。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、現地確認に行かれた委員さんか
らご意見をお聞きしたいと思います。

1番 1番 伊藤です。1月22日に事務局と吉永委員と現地確認に行ってきた
ました。ただいま、事務局から説明があったとおり、また、地元委員さんか
ら詳しく説明がありましたとおり、1番については問題ないと判断しまし
た。事件番号2番につきましては、やや面積が多めに見えますが、事業用
ということですので、これにつきましても問題なし。以上でございます。

2番 2番 吉永です。事件番号3番、4番、5番について説明いたします。3
番については、松瀬委員さんの説明のとおりで、上は太陽光パネルが設置
されており、下の方の地目は畑ですが山に近いような状態です。ほかの耕
作地には全く影響ないように思いました。

それから、4番、5番についてですが、説明にありましたとおりで、隣
り合わせになっているようなところで、親戚同士で申請されているよう
です。現地確認に行った時に、排水の問題が出てきましたが、業者と事務局
との話し合いの中で、周りに側溝を入れて、それを溜ますに溜めて、下
の方の整備された側溝に流していくような計画が上がりました。排水につ
いては、それで解決し問題は無いものと判断してきましたので、ご審議のほ
どよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員、並びに現地調査に行かれた委員か

らも、転用については問題ないというご意見をいただきました。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして何かご意見ご質問等はございませんでしょうか。

10 番

10 番 吉原です。農業委員としての仕事は、転用をしても問題ないかどうか審査をする機関だと思いますが、原野化しているところを転用して、太陽光パネル設置などに取り組みられることは良いとしても、本来の農業委員会の仕事の分野からは、かけ離れたものになると思うのですが、池成のことを例にとりて、お話をしてみたいと思います。

太陽光ではないのですが、草が生えているところを重機で押して、バラスを敷いた、また、1 件はコンクリートを打ったと、そしたら固定資産税が 100 倍になったということでした。雑種地ということで宅地並み課税になるのですが、一方で、電気の買取価格が半分になるということですが、転用して貸しつける側は手出しをしなないといけなくなるのではないかと心配しております。

そのように、農家の方々に勘定に合わないことをさせていいものだろうか心配しているのですが、事務局側はどのようにお考えでしょうか。

事務局

申請時期によって、買取価格が変わってくるということと、固定資産税の考え方は発電用施設用地は雑種地扱いで、宅地並み課税の 8 割程度ということですので、宅地までは上がらないようです。

あくまで、農地集積が阻害されないところしか転用できませんということも出てきていまして、今後むやみに広がるということはないと思います。

農業委員会としては、法的に問題ない限り認可しないといけないのですが、もし農業委員さんに相談があれば、固定資産税が上がることもお話しただいて、十分に検討されるようにお話をさせていただければなと思っております。

議 長

ほかに何かございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議はございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。よって、農業委員会としては許可相当と意見を付して進達するものといたします。

次に、議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局

6 ページをご覧ください。議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づ

き、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成31年1月29日としております。7ページに農用地利用集積総括表を添付しております。8ページに賃貸借権再設定分と使用貸借新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 議長の説明が終わりました。これは、皆さん方から掘り起こしで出していただいたものでございます。担当地区の所をお目通しいただきたいと思っております。

計画どおり決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって議案第3号は計画どおり決定することし、公告予定を、平成31年1月29日といたします。

次に、議案第4号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題といたします。

事務局 議案第4号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてご説明いたします。

登記義務者、登記権利者は、記載のとおりです。土地の所在、法務局受付年月日及び受付番号は記載のとおりです。登記原因につきましては、昭和59年の時効取得となっております。この件につきまして、1月23日に地元委員の松永勝也委員と現地調査を行いました。時効取得された農地は、昭和59年当時から使用されておられますが現在に至るまで登記未了のままとなっております。今回、時効取得により所有権移転登記が完了したものです。この土地は、20年以上、所有の意思を持って平穩かつ公然に、占有を継続してきたものでありますので、今回の時効取得につきましては、問題ないものと思われまます。時効取得についての説明は以上であります。

次に事件番号2番、登記義務者、登記権利者は、記載のとおりです。土地の所在は、松浦市星鹿町岳崎免の2筆であります。法務局受付年月日及び受付番号は記載のとおりであります。登記原因につきましては、平成元年の時効取得となっております。この件につきまして、1月23日に地元委員の松瀬委員と現地調査を行いました。時効取得された農地は、平成元年当時から使用されておられますが、登記義務者の亡くなられた父名義の土地でありまして、今回相続登記も終わり時効取得により所有権移転登記が完了したものです。この土地は、20年以上、所有の意思を持って平穩かつ公然に、占有を継続してきたものでありますので、今回の時効取得につきましては、問題ないものと思われまます。

時効取得についての説明は以上であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりましたので、地元委員さんの意見をお聞きしたいと思います。

事件番号 1 については、立会いをされた松永委員が欠席でございます。事件番号 2 について、松瀬委員お願いいたします。

推進委員 推進委員の松瀬です。事務局が説明したとおり、特に問題は無いと思われます。そして、この農地は利用権設定を行って農地中間管理機構に貸し出し、今は、借人がジャガイモを植えているというのが現状です。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからも、時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案については、問題ないというご意見をいただきました。

ここで、皆さん方からの質疑を受けたいと思います。この案件に関しまして、ご意見等はございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようでございますので、時効取得を原因とする農地の権利移転登記は、問題ないということによろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第 4 号は問題ないという意見を付して回答したいと思います。

次に、議案第 5 号 松浦市農地賃貸借料情報の公表についてを議題とします。

事務局 議案第 5 号 松浦市農地賃貸借料情報の公表について、ご説明いたします。議案の 12 ページをご覧ください。「平成 30 年 1 月から 12 月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a 当り)は、以下のとおりとなっております。」ということで、農地法第 52 条(平成 28 年 4 月 1 日施行)に基づき、次のとおり公表することとしております。

資料 13 ページと 14 ページに実際に公表する内容を載せておりますが、これは、平成 30 年 1 月から 12 月までに実際に締結された賃貸借契約を集計したものです。

項目としては、それぞれ田畑、用途ごとに、地区別に分類して平均額と最高、最低額を算出しております。なお、集計する際には、明らかに特別な事情により取引されたと思われるものについては、除いております。

資料 15 ページと 16 ページには、参考として平成 26 年度から昨年度までの賃借料の推移を載せております。

(1 田 (水稲) の部より読み上げ)

1 田(水稻)の部

(1)田(台帳)→田(現況)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧 松 浦 地 区	8,400	15,000	2,900	320	
福 島 地 区	10,600	14,500	6,900	28	
鷹 島 地 区	9,400	14,700	3,800	33	
(参 考) 松 浦 市 平 均	8,600	15,000	2,900	381	

(2)田(台帳)→畑(現況)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧 松 浦 地 区	15,700	20,000	6,300	14	
福 島 地 区	2,100	2,100	2,100	1	
鷹 島 地 区				0	
(参 考) 松 浦 市 平 均	15,900	20,000	6,300	13	

(3)田(台帳)→飼料(現況)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧 松 浦 地 区	4,800	8,100	1,500	66	
福 島 地 区	600	900	400	9	
鷹 島 地 区	4,900	7,900	2,300	14	
(参 考) 松 浦 市 平 均	4,700	7,900	1,500	81	

2 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧 松 浦 地 区	9,000	13,000	3,300	49	
福 島 地 区	1,500	1,500	1,500	2	
鷹 島 地 区	11,400	15,700	3,200	68	
(参 考) 松 浦 市 平 均	9,600	15,700	2,900	120	

3 牧草畑(飼料含む)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧 松 浦 地 区	5,300	11,400	2,600	29	
福 島 地 区	2,200	3,000	700	17	
鷹 島 地 区	5,700	6,300	1,800	49	
(参 考) 松 浦 市 平 均	4,200	8,200	1,800	86	

データ数は、集計に用いた筆数です。

明らかに特別の事情で取引されたものと推測されるデータを除いております。算出方法を書いておりますが、全賃借データの平均した賃借料の1.7倍を超える賃借料のものと、0.7倍未満のものを除いております。例としましては、平均額が1万円するとき、1万7千円を超えるものについて除いております。下限についてはその逆で、1万円から7千円を引いた3千円未満のものは除いております。

それから、賃借料を物納支給、水稻の場合玄米になると思いますが、その場合は、60kg当り、平成30年度産の一等米と二等米の平均で1万3千円として換算しております。

次に、金額は算出結果の10の位を四捨五入して100円単位としております。議案の15ページと16ページには過去5年間の賃借料の推移を記載しております。この内容で公表してよいか、ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで皆様方からの質疑を受けたいと思います。

過去1年分の実績として公表しなければなりません。公表することに何かご意見等はございませんか。

事務局 例えば、3件あったとしても3件のうち上と下がかげ離れたものがあれば1件だけしかカウントしないことになってきます。

議 長 分かりにくい表になっていますが、これは、国が示した集計の要件ですから集計方法を私どもで変えるわけにはいきませんので。示された数字で公表することによろしいですかね。

委 員 はい。

議 長 それでは、別表のとおり公表することといたします。以上をもちまして、付議事項はすべて終了しました。

次回開催予定を2月26日 火曜日 13時30分 市民ホールで予定をしております。それでは、以上を持ちまして1月の農業委員会を閉会いたします。長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

15 時 30 分